

# 東大阪市工事検査実施基準

## （目的）

第1条 この基準は、東大阪市工事施工規程（昭和59年東大阪市訓令第6号）（以下「施工規程」という。）に基づき、本市における工事検査について、工事の厳正な評定と検査事務の円滑化を図るため、その実施について必要な事項を定めるものとする。ただし、設計・施工一括発注方式については、別に定める基準によって行うものとする。

## （検査対象工事）

第2条 施工規程に基づいて、施工する工事を対象として検査を実施する。

## （検査の依頼）

第3条 工事を執行する課の長（以下「工事執行者」という。）は、施工規程第29条による検査の依頼をするときは、少なくとも予定日の3日前に次の各号の書類を添えて、検査課長に工事の検査の依頼をしなければならない。

- （1）図面（設計変更含む）
  - （2）工事費内訳明細書
  - （3）工事着手届
  - （4）工事工程表（建築・建築設備に限っては、請負金額が50万円以上の場合）
  - （5）現場代理人等届
  - （6）工事完成届
  - （7）工事写真
  - （8）工事中間出来高報告書（中間検査の場合）
  - （9）臨時検査依頼理由書（臨時検査の場合）
  - （10）工事請負契約書写し（工事請負変更契約書写し・工期変更契約書写し含む）
  - （11）前各号に定めるもののほか、検査に必要な書類
- 2 その他の書類については、担当検査員と協議を行い提出または提示すること。

## （完成検査の実施）

第4条 完成検査は、受注者から工事完成届を受理した日から14日以内に行うものとする。

- 2 検査日時は、検査員が監督員及び受注者と調整のうえ決定し、検査課長に報告する。
- 3 監督員及び受注者は完成検査に立会うものとする。（施工規程第30条第1項）

(検査の方法)

第 5 条 施工規程第 28 条の検査は、当該工事の検査時点での出来形を対象にして、実施において目視による確認及び計測、操作確認等の方法により第 8 条から第 11 条の検査を行うものとする。

2 検査時点で目視による確認が困難な部位や品質については、施工段階の工事写真及び証明書等の関係書類の確認による検査とする。

(評定者)

第 6 条 評定は次に定めるものによって行うものとする。

- (1) 監督員
- (2) 確認者
- (3) 検査員

(評定の区分等)

第 7 条 評定区分、評定項目の評定者は別表 1 とする。

(工事実施状況の検査)

第 8 条 実施状況の検査は工事請負契約書等の履行状況について、施工計画書及び工事施工状況等の各種の記録（工事日誌、工事写真、現況報告書等）と設計図書とを対比し、別表 2 に掲げる事項に留意して書類検査により行うものとする。

(品質の検査)

第 9 条 品質の検査は、品質に関する各種資料、品質証明書、試験結果と設計図書等とを比較して、別表 3 に基づき行うものとする。但し、外部から観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質を判断することが困難な場合には、工事請負契約書に定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来形の検査)

第 10 条 出来形の検査は、施工図及び各種製作図と設計図書と実地の出来形を対比し、別表 4 に基づき目視及び具体的な使用動作の確認により行うものとする。但し、外部から観察及び工事写真等により、当該出来形の適否を判断することが困難な場合には、工事請負契約書に定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第 11 条 出来ばえの検査は、仕上げの状態、とおり、納まりの程度及び外観について、目視、観察により行うものとする。

(評価内容)

第12条 評価は工事の施工状況、出来ばえ等について行うものとする。

(評価方法)

第13条 評価は工事ごとに行うものとする。

- 2 評価の時期は、監督員及び確認者は工事完成のとき、検査員は完成検査のときとする。
- 3 評価は工事成績評価書（様式第3）によって行うものとし、その採点は工事成績評価基準（別紙）によるものとする。
- 4 評価は工事ごと、評価者ごとにそれぞれ独立して公正かつ的確に行うものとする。

(評価基準)

第14条 評価基準は評価点合計の点数区分に応じ次の通りとする。

- A：80点以上（優れている）
- B：75点以上～79点（良好である）
- C：65点以上～74点（適切である）
- D：56点以上～64点（やや不適切である）
- E：56点未満（不適切である）

(検査の意見書等)

- 第15条 検査員は検査の結果、工事の内容に意見等がある場合は、検査課長に報告しなければならない。
- 2 検査課長は前項の報告を受けたときは、工事検査意見書（様式第1）を工事執行者に送付し、処理を求めることができる。
  - 3 工事執行者は前項の工事検査意見書を受理したときは、工事検査処理報告書（様式第2）にその旨を記入し、検査課長に提出しなければならない。

(検査及び評価報告)

第16条 検査員は評価を行ったときは、施工規程第32条に定める工事検査報告書に次の書類を添えて遅滞なく検査課長に評価結果を報告するものとする。

- (1) 工事成績評価書（様式第3）
- (2) 工事成績評価内訳書（様式第4）（様式第5）
- (3) 工事検査依頼書・・・施工規程第29条

(完成)

第17条 工事の完成は、検査課長が工事検査報告書を審査し、疑義がないと認めたときは工事執行者の完成年月日とし、手直し等のある場合においては、手直し工事完了の年

月日とする。

(検査結果及び工事成績の通知)

第18条 完成検査により完了を確認した工事について、工事請負契約書第32条第2項に基づき当該工事の受注者に対してそれらの結果を通知し、別に定める方法により評定点を公表するものとする。

(工期の変更)

第19条 施工規程第22条の規定に基づき、工期の変更が生じたときは、工事執行者は検査課長に変更理由を報告しなければならない。

(適用除外)

第20条 契約金額が500万円未満の工事は、本評定の対象から除外し様式1から様式5及び別表(イ)、(ロ)、(ハ)により評定する。

附則(平成3年2月1日施行)

この基準は、平成17年4月1日から施行する。但し第18条の規定による通知は平成17年度発注工事から適用する。

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和4年9月1日から施行する。

附則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。